

取引説明書の新旧対照表

改定日：2017年6月19日

この新旧対照表は、弊社がお客様に対し契約締結前に交付する書面である「取引説明書」を改定するにあたり、主な変更点について新旧を対比したものです。変更内容については必ず実際の取引説明書でご確認ください。

(1) 改定の概要

①口座維持手数料の廃止

2017年6月19日付で口座維持手数料を廃止することとしましたので、関連する記載を削除しました。

②キャッシングコストの導入

2017年7月1日より、限月のある取引および限月のある取引を原資産とするCFD取引でキャッシングコストと呼ぶ新たな費用を導入します。キャッシングコストは同取引で建玉を翌日に持ち越した場合に発生します。その額は、原資産を上場する取引所に差し入れるべき取引証拠金に対する金利負担相当で、ごく単純にした例でご説明すると次のようになります。仮に差し入れるべき証拠金が10万円、設定金利が年率2.5%、繰り越し日数が5日とすると「10万円×(2.5%の日割り計算値)×5日」で求められます。キャッシングコストはお客様の負担となりますのでご注意ください。下の新旧対照表では②で「リスク等重要事項について」に追加された説明を記載していますが、その他の箇所(第3章と第5章)でも必要に応じてキャッシングコストを追記しています。

③初回最低預託金の変更

現行の初回最低預託金は50万円に設定されていますが(キャンペーン等を除く)、20万円に引き下げます。

(2) 新旧対照表

①表紙(施行日)

新	旧
■この取引説明書は2017年6月19日付であり(以下省略)	■この取引説明書は2017年2月27日付であり(以下省略)

②リスク等重要事項について—【2】手数料等およびその他に関する事項

新	旧
<p>■取引口座の開設・維持に係る手数料 取引口座の開設に係る手数料および維持に係る手数料はともに無料です。</p> <p>(省略)</p> <p>■オーバーナイト金利 (省略)</p> <p>■キャッシングコスト</p>	<p>■取引口座の開設・維持に係る手数料 取引口座の開設に係る手数料は無料です。維持に係る手数料は、暦日数で180日の間に取引口座内のいずれか一つのサブ口座で1回以上の取引実績(注文の約定をいい、新規か決済かは問いません。以下同じです。)があるか、または取引口座のクラス(以下「口座クラス」といいます。)がプラチナもしくはプレミアムであれば無料ですが、それ以外の場合は原則として当該180日ごとに一つの取引口座に対して1万円が課金されます。課金の方法など詳細については「第5章 共通事項—【10】口座維持手数料と送金手数料」をご参照ください。</p> <p>(省略)</p> <p>■オーバーナイト金利 (省略)</p> <p>(新設)</p>

<p>限月のある取引および限月のある取引を原資産とするCFD取引では、建玉を翌日に持ち越した場合にキャリングコストの支払いが発生します。キャリングコストは当該建玉に係る原資産の取引証拠金や金利水準によって変動しますが、一例をあげると次のように計算されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 取引証拠金：5,500ドル ● 持越期間：5日 ● USD LIBOR：1.00% ● 金利上乘せ分：1.50% ● キャリングコスト：$5,500 \text{ドル} \times 5 \text{日} \times \text{年率} 2.50\% (1.00\% + 1.50\%) \div 360 \text{日} (\text{もしくは} 365 \text{日}) = 1.91 \text{ドル}$ <p>キャリングコストはお預かりしている取引証拠金から差し引かれます。実際のキャリングコストはプラットフォームにてご確認ください。</p> <p>※キャリングコストは平成29年7月1日より導入。</p> <p>■借入金利 (以下省略)</p>	<p>■借入金利 (以下省略)</p>
---	-------------------------

③第3章 株価指数CFD取引・個別株CFD取引・債券CFD取引・その他証券CFD取引・商品CFD取引

新	旧
<p>(省略)</p> <p>9-2. キャリングコスト</p> <p>限月のある取引を原資産とするCFD取引では、建玉を翌日に持ち越した場合にキャリングコストの支払いが発生します。計算方法については「リスク等重要事項について」をご参照ください。</p> <p>9-3. 配当等調整金 (省略)</p> <p>9-4. 借入金利 (省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>(新設)</p> <p>9-2. 配当等調整金 (省略)</p> <p>9-3. 借入金利 (省略)</p>

④第5章 共通事項—【2】取引証拠金

新	旧
<p>1-1. 初回預託額</p> <p>初回預託額とは、取引口座開設後に初めて当社に取引証拠金を預託していただく際の最低限度額です。初回預託額は20万円で、この金額に満たないご入金をされた場合の措置は、原則として当社の指定する日時までに指定する金額を追加で預託していただくか、預託された全額をお返すかのいずれかとなりますが、お客様のご事情等を考慮のうえ当社の判断により異なる対応をさせていただきます場合もあります。</p> <p>(省略)</p> <p>4. オーバーナイト金利・キャリングコスト・配当等調整金・借入金利の取り扱い</p> <p>CFD取引では、ロールオーバー処理で未決済の建玉を繰り越す</p>	<p>1-1. 初回預託額</p> <p>初回預託額とは、取引口座開設後に初めて当社に取引証拠金を預託していただく際の最低限度額です。初回預託額は50万円で、この金額に満たないご入金をされた場合の措置は、原則として当社の指定する日時までに指定する金額を追加で預託していただくか、預託された全額をお返すかのいずれかとなりますが、お客様のご事情等を考慮のうえ当社の判断により異なる対応をさせていただきます場合もあります。</p> <p>(省略)</p> <p>4. オーバーナイト金利・配当等調整金・借入金利の取り扱い(株価指数CFD取引・個別株CFD取引・債券CFD取引・その他証券CFD取引に限ります。)</p> <p>ロールオーバー処理で未決済の建玉を繰り越す際、オーバーナイ</p>

場合、オーバーナイト金利、キャリングコスト、配当等調整金、借入金金の計算が行われます(ただし原資産によって扱いが異なります)。これらがお客様の支払いとなる場合は原則として1か月単位で取引証拠金から差し引かれます。	ト金利・配当等調整金・借入金金の計算が行われます。ただし、実際に取引口座に反映されるのは1ヶ月単位です。
--	--

③第5章 共通事項－【9】リスク

新	旧
<p>12. CFD取引に特有のリスク</p> <p>12-1. オーバーナイト金利</p> <p><u>原資産が限月のない取引であるCFD取引において建玉を翌日に持ち越すとオーバーナイト金利が発生し、お客様の負担となる場合があります。オーバーナイト金利は原資産に係る短期金利の影響を受けて変動します。</u></p> <p>12-2. キャリングコスト</p> <p><u>原資産が限月のある取引であるCFD取引において建玉を翌日に持ち越すとキャリングコストが発生し、お客様の負担となります。キャリングコストは原資産を上場する取引所に預託すべき取引証拠金に対する一定の利率で算出されます。</u></p> <p>12-3. 配当等調整金について</p> <p><u>証券CFD取引(限月のある取引を原資産とするものを除きます。)では配当等調整金が発生する可能性があり、売り建玉の場合はお客様の支払いとなります。配当等調整金は原資産における配当等に応じて当社のカバー取引先が決定した金額となります。また、金銭配当以外のコーポレートアクションでは、種類によっては、お客様の建玉が増減したり未約定の注文が取り消されたりする場合があります。</u></p> <p>12-4. 借入金金について</p> <p><u>借入金金は証券CFD取引(限月のある取引を原資産とするものを除きます。)において発生する可能性があり、売り建玉の場合はお客様の支払いとなります。借入金金は原資産の貸借需給関係に応じて当社のカバー取引先が決定した金額となります。</u></p> <p>(省略)</p> <p>13. 海外商品先物取引に特有のリスク</p> <p>(省略)</p> <p>13-4. キャリングコスト</p> <p><u>海外商品先物取引において建玉を翌日に持ち越すとキャリング</u></p>	<p>12. CFD取引に特有のリスク</p> <p>12-1. オーバーナイト金利について</p> <p><u>オーバーナイト金利は、証券CFD取引(先物取引を原資産とするものを除きます。)において発生し、これらの原資産の通貨に係るロンドンでのインターバンク市場での金利によって決定されます。したがって、当該市場の金利の変動の影響を受け、お客様の予想外の支払いとなることがあります。とくに特定の国の株式市場の急激な変動は、当該国の通貨の金利にも大きな影響を与えることがあります。あるいは逆に当該国の通貨の金利の急激な変動が株式市場等に大きな影響を与えることもあり、この相互作用によって大きな損失をこうむる可能性があります。</u></p> <p><u>*上記取引でもごく一部にはオーバーナイト金利の受け払いが発生しないものがあります。</u></p> <p>(新設)</p> <p>12-2. 配当等調整金について</p> <p><u>配当等調整金は証券CFD取引(先物取引を原資産とするものを除きます。)において発生する可能性があり、売り建玉の場合はお客様の支払いとなります。配当等調整金は原資産における配当等に応じて当社のカバー取引先が決定した金額となります。また、金銭配当以外のコーポレートアクションでは、種類によっては、お客様の建玉が増減したり未約定の注文が取り消されたりする場合があります。</u></p> <p>12-3. 借入金金について</p> <p><u>借入金金は証券CFD取引(先物取引を原資産とするものを除きます。)において発生する可能性があり、売り建玉の場合はお客様の支払いとなります。借入金金は原資産の貸借需給関係に応じて当社のカバー取引先が決定した金額となります。</u></p> <p>13. 海外商品先物取引に特有のリスク</p> <p>(省略)</p> <p>(新設)</p>

<p>コストが発生し、お客様の負担となります。キャリングコストは原資産を上場する取引所に預託する取引証拠金に対する一定の利率で算出されます。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(以下省略)</p>
--	---------------

④第5章 共通事項

新	旧
<p>【10】送金手数料 (削除)</p>	<p>【10】口座維持手数料と送金手数料 <u>当社では、取引口座の維持に係る手数料として「口座維持手数料」を設けています。ただし、全ての口座が対象となるわけではなく、一定の条件に該当した場合に限り課金されます。</u> 1. 口座維持手数料 1-1. 課金の対象 <u>口座維持手数料は、当社の非営業日を含む暦日数で180日（以下この章では「経過日数」といいます。）の間にサブ口座のいずれか一つで1回以上の取引実績があるか、または口座クラスがプラチナもしくはプレミアムであれば無料ですが、それ以外の場合は原則として課金の対象となります。経過日数の計算は、原則として取引口座が開設された日から始まり、180日に達すると翌日から新たな計算が始まります（以後同様）。取引実績とは注文の約定をいい、新規または決済のいずれでもかまいません。取引証拠金の入出金等は取引実績には含まれませんのでご注意ください。</u> <u>*口座クラスにはプラチナとプレミアムのほかにクラシックがあります。プラチナとプレミアムについては、取引実績にかかわらず口座維持手数料の課金対象にはなりません。お客様の口座クラスについては「マイページ」でご確認ください。</u> <u>*取引口座の開設手続きでは、開設処理を行った後に郵送でユーザーID等をお知らせします。このため、お客様がユーザーID等をお受け取りになった時点で、すでに経過日数の計算は進んでいます。また、初回預託額を満たすご入金がないとログインできる状態になりませんが、同様に経過日数の計算は進んでいます。あらかじめご了承ください。</u> <u>*経過日数の開始日は将来に向かって変更されることがあります。</u> 1-2. 課金の額 <u>口座維持手数料は1回の課金ごとに1万円です。</u> 1-3. 課金の方法 <u>口座維持手数料はメイン口座でお預かりしている取引証拠金から差し引かれます。建玉があった場合でも、上記の条件に該当する場合は課金の対象となりますのでご注意ください。メイン口座における取引証拠金の残高が口座維持手数料額に満たない場合は、その範囲で課金し、他のサブ口座から差し引かれることはありません。なお、口座維持手数料を満額徴収できなかった場合でも、残余の金額を後日徴収したり累積したりすることはいたしません。</u> 1-4. 注意事項</p>

<u>1.</u> 送金手数料 (以下省略)	<u>課金の結果、取引証拠金が必要額に満たなくなった場合は自動ロスカットの対象となりますので十分にご留意ください。</u> <u>2.</u> 送金手数料 (以下省略)
---------------------------	--

以上